光市医師会報

昭和53年1月発行

No.66号



欲望の荷を負いすぎているものは 小さな喜びを買うにも苦しみかつ損をする (セバスティアン・ブラント)

光市医師会

祝午年

1978年1月

沈潜した底力を秘めつつ黙々として重荷に堪える牽馬の如く、亦奔放に山野を駆ける野生馬の如く壮快に、 多事多難を予想される1978年を 健と知と力をもつて逞しく過されん ことを祈ります。

医師会長 林 考 之 役 員 一 同

医師法制定の経緯と発展

1. 医制の制定(1874年明治7年)

明治時代の初期まで日本の医療は江戸時代と同様漢方医による投薬中心の治療で、 医療費は「薬1日分米1弁」が大体の基準で、年2回(盆・年末)払いが慣習であつた。少数ではあるが、蘭学塾に学び、或いはシーボルト等外人教師の教授を受けた進歩的洋医たちは、種痘、聴診器、外科手術など新しい技術によつて、漢方医を圧倒したが当時の主体は町医者と御典医の二つのグループであつた。

明治政府は、維新の諸制度近代化の一環 として1874年(明治7年)に医制を制 定した。日本の近代的医療制度は此の *医 制,に始まる。当時としては画期的なもの であった。医師に関する制度も、この医制 の中に規定されていた。その内容は原則的 には医療を営利的に扱つておるが、第一に 文部省(後に内務省)のもとに衛生行政機構の確立、第二に西洋医学による医学教育 の確立、第三に医師開業免許制度の樹立に より臨床経験を有することを条件に免許を 与えることとされた。第四に医薬分業の推進であった。旧来の制度、慣習に統一的な 確固たるものがなかったので、欧米の制度 に立脚した新しい「医制」を打ちだした。 この 医政、は東京府など三府に発せられ たもので全国的な規制ではなかった。

2. 医師法の制定(1906年 明治39年)

その後、医育機関の整備が進められる一方で、明治12年医師試験規則、明治16年医師免許規則、医師開業試験規則が制定された。 **医籍**、の登録はこのときに始まる。既存の開業医、公立及び外国の医学校卒業者は無試験で免状が与えられた。また「医師に乏しき地」では、知事の申し出でにより、内務郷が無資格者にも仮免許を与えられるようになつていた。当時の無医村対策である。

かくの如く、試験制度、免許制度の整備 確立とともに、中央の統一的規制が進められ明治39年にこれらの規則を集大成した 医師法が制定された。我が国医師制度の根 幹を定めるものとなり、この医師法においては、従来の開業免許制度を廃し、新たに 身分免許制度を採用し、受験資格等においてその資質向上が図られていた。医師免許 の資格は大学および専門学校卒業者に限られることになった。また医師法によって任 意設立の医師会規則が制定され、各府県の ***医師会、**がつぎつぎに成立した。新しい 技術が高く評価され、開業医の地位は向上 した。洋医とくに大学卒の医学士の給与は おどろくはど高く「男を生まば医を学ばし めん、女を生まば医に嫁せん」といわれた。

3. 国民医療法の制度(1942年 昭和17年) 明治39年以来続いた医師法は、その後の健康保険法の制定(1922年、大正11年)による医療の並及と、社会情勢の緊迫化等を要因として昭和17年に、従来の医事法制を一つの体系に収めるという医療制度上画期的な意義を有する国民医療法が制定され、医師法もその中に吸収された。

第一次大戟(大正三年~大正七年)後、 産業界において重工業と男子労働者の比重 が飛躍的に高まり、明治期の前近代的労働 関係下の女工中心の時代から、近代的プロ レタリアートが量的、質的にも新たな成長 をとげる時代に入った。米騒動を経験し口 シア革命の洗礼を受けた労働者階級の運動 は急速に発展し、もはや前近代的な「慈恵 医療」でなだめられる段階ではなく、後藤 新平が明治期を通じて主張しつづけてきた 本格的なビスマルク型社会政策としての健 康保険が登場するに至った。当時医師会は、 医療全体に健保のしめる比重は小さく、大 半は自由診療でやっていけるものと考えて いた。上からの医療社会化政策のもう一つ は、国民健康保険法(1938年、昭和 13年)の成立である。国保は昭和12年 から日中戦争が始まるなかで、兵士の体位 低下を契機とする軍の要請による健兵健民 政策の中心的役割りをもつていた。国保は

農村における産業組合運動の発展としての 自衛的な医療利用協同組合の経験をすいあ げ、健保の経験を生かしてつくられた。健 保でにがい目をみた医師会は強く反対した が、軍の強い要求の前に屈伏した。尚日中 全面戦争によって、長期の総力戦に入り、 昭和13年に国家総動員法が制定され、保 健行政の統一的推進機関として厚生省を創 設し、公衆衛生院と保健所を発足させた。 戦争の拡大に伴ふ全国民の国家統制の一環 として、医療関係者徴用令、日本医療団令 (1942年)が公布され、医療団と医師 会は一人の官選総裁のもとに統合され、医 療は完全に国家統制されるに至つた。

4. 現行医師法 (1948年 昭和23年)

敗戦直後の日本は、食料危機と失業、多 くの医療機関の消失、医師医薬品の不足、 健保、国保の開店休業のなかで医療は全く 荒廃していた。占領軍の一連の指示によっ て日本医療の民主的再建がはかられ、日本 医療団は解散され、軍の施設は国と地方自 治体へ移管された。戦時中の官製医師会も 解散され、日本医師会は任意設立、任意加 入の自主的な職業団体として再発足し、の ち日本医学会を包含した。昭和23年、国 民医療は廃止され、あらたに医師法、医療 法が公布された。現行医師法は、医政以来 の医師制度を背景としつつ、現行医療制度 の中核を担う、医師の資格、業務内容、資 質向上等について規定することにより、我 が国の医師制度の根幹を定めている。医師 法では、医師の任務を、「医師は、医療及 び保健指導を掌ることによって公衆衛生の

向上及び増進に寄与し、もって国民の健康 な生活を確保する」こととしており(医師 法第一条)我が国の公衆衛生、国民の健康 関し、医師が重要な役割を担っていること を明らかにしておる。 (記 大野宗二)

老人医療制度準備室発足

厚生省は1月10日、老人医療費制度の見直しなど新たな老人保健医療対策を確立するため、「老人保健医療制度準備室」を省内に正式に発足させた。「準備室は、企画担当審議官を室長に老人福祉課長、老人保健課長ら中堅幹部で構成される。同室は昨年10月に、

「老人保健医療問題こん談会(厚相の私的諮問機関)がまとめた意見書-「今後の老人保健医療対策のあり方について」をうけてつぎの通常国会に提案する予定の改革案の準備に入る。老人懇の意見書では「現状のままでは53年度の有料化は見送り」と具申する一方総合的な老人保健医療対策が確立されるなら「適正な費用負担が当然考えられるべきである」と、54年度以降の老人医療費有料化の方向を打ち出している。

医師会月間行事

- ※ 12月6日(理事会)於医師会館 午後7・30
 - ○連絡報告事項 忘年会その他について
- ※ 12月17日(土) 忘年会 於松原屋旅館 午後6・30

- ※ 1月10日(火)理事会 於医師会館 午後7・30
 - ○協議事項
 - (1) 次期役員改選に伴ふ臨時総会開催について
 - (2) 呼吸器疾患調査について
 - ○連絡報告事項
 - (1) 昭和52年度医療監視等の実施について
 - (2) 乳児健康調査について
 - (3) 次期代議員、予備代議員、医国保組 合会議員の選出方依頼について
 - (4) 郡市医師会事務担当者打合せ会報告

あとがき

資本主義自由経済社会における医療の確立 と医療制度の近代化推進を根本路線としなが ら、包括療論、保健投資論、管理医学論、ラ イフサイエンス等々の多彩な日医の政策活動 は本年も変わるまい、地域医療と救急医療に 挺身し、之等の政策を地域社会に展開しよう とするならば末端の医師会員は馬車馬の如き エネルギーが必要。年初会員諸学兄の健康を 祈る。

> 像として驕らざる この寒牡丹(虚子)

発 行 所 光市小周防1 6 3 3 の 2 林医院内 光 市 医 師 会 TEL 0833 77-2601 発 行 者 林 孝 之 編 集 者 会報編集委員会 印 刷 所 中村印刷株式会社